

別表第5 初任給基準表

イ 事務職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
事 務 職	大 学 卒	1 級 25 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給

ロ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 及 び 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 25 号 給
	医 大 卒	2 級 1 号 給

備考 医大卒で博士の学位を取得した医師については、医大卒の初任給欄に掲げる額を「2級4号給」とする。

ハ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 給
	大 学 卒	1 級 21 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
管 理 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 給
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 給
	高 校 卒	1 級 1 号 給
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
	短 大 2 卒	1 級 11 号 給
	高 校 卒	1 級 1 号 給
遺 伝 カ ウ ン セ ラ ー	修 士 課 程 修 了	1 級 35 号 給

ニ 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号級、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

ホ 技能職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
介 護 士	短 大 卒	1 級 11 号 給
	高 校 卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 職業欄の「介護士」とは、ホームヘルパー2級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等を行う職員をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。
- 3 臨時職員がスタッフ職員に登用された際の初任給については、理事長が別に定める。